平成２３年度熊本市入札等監視委員会第１回定例会議　審議概要

開　催　日　時	平成２３年７月５日（火）午後２時00分	
開　催　場　所	熊本市役所４階モニター室	
出　席　委　員	江藤　孝　（熊本大学名誉教授・志學館大学名誉教授） 樋口　雄三　（弁護士） 星野　誠之　（公認会計士） 森　美智代　（熊本県立大学総合管理学部教授）	
審議対象期間	平成２２年１０月１日 ～ 平成２３年３月３１日（平成２２年度下半期）	
抽　出　案　件	計　１５件	（予定価格又は契約金額200万円以上の契約の中から委員が抽出したものに関し、審議を行う）
一般競争入札	６件	うち工事･コンサル４件、業務委託等１件、物品購入１件
指名競争入札	４件	うち工事･コンサル０件、業務委託等２件、物品購入２件
随　意　契　約	５件	うち工事･コンサル２件、業務委託等２件、物品購入１件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	１　入札契約制度の状況説明 （本市からの説明） 入札等監視委員会では、予定価格又は契約金額が２００万円以上の案件を対象とし、その中から委員により抽出された１５件について審議を行うこととしている。今回は、平成22年度下期分で、同上期分と同じく旧城南町、旧植木町との合併等により、対象案件数が前年同期に比べ増加している。 ２　抽出事案について (1) 熊本駅前軌道移設に伴うき電線等移設工事：一般競争入札(前審査) 質疑なし (2) 扇田環境センター新埋立処分場第２期遮水等工事：一般競争入札(前審査) 質疑なし (3) 山室大窪第１号線道路改良工事（その２）：一般競争入札（後審査） 質疑なし (4) 出水団地１棟外６棟給湯器取替工事：随意契約 〔質問〕契約相手方はガス供給会社である。ガス供給会社が給湯器を作っているのか。 【回答】給湯器は各メーカーの商品である。 〔質問〕問題は、取り付け工事がより安全に行われるかどうかということか。	

委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	【回答】有資格者による施工等でいろいろ継ぎ手ジョイントや器具自体がきちんと燃焼しているかなど検証関係も責任をもって行うようになっている。一体的に責任を持っていただく意味で契約した。 〔質問〕この事案が 2 号随意契約になるのか。ここで理由として書いてあるガス工作物等の工事のすべて安全な工事、安全な維持、安全な管理を行うことについて、供給会社が行うよりむしろ商品を作っている業者の方ができるのではないか。供給会社がノウハウを持っていないという意味ではなく、供給会社は専門的知識があるみたいな感じで捉えられていることに対して違うのではないか。器具のあたり、接続のところから器具全体は器具のメーカーのほうがやりやすいのではないか。 【回答】メーカーは製品の製作者であり、メーカーが直接取り付けることはない。取り付けは、設備業者や市の登録業者に依頼をして製品を買って取り付ける。請負業者にお願いすることは、基本的には有事の際の、２４時間対応、保守管理のパトロールカーを使ってトータル管理し、事故防止に努めていただく。現在これまで熊本市は１万３千戸ほど住宅があるが、そういったトータル管理責任をすることで、機器のきちんとした燃焼、機器のガス漏れがないかなど、供給会社で監視し、事故防止の上でも非常に大事な点であるため、そういう形を取っている。 (5) 熊本駅前東Ａ地区第二種市街地再開発事業に伴う立体横断施設築造工事：随意契約 質疑なし (6) 熊本市上下水道局新庁舎建設設計業務委託：一般競争入札(前審査) 質疑なし (7) 中部浄化センター外１箇所自家用電気工作物保安管理業務委託:指名競争入札 質疑なし (8) 熊本市民病院空気調和設備保守点検業務委託：指名競争入札 質疑なし (9) 土木業務支援システム基本計画策定業務委託【債務負担】:一般競争入札 質疑なし

委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	(10) 平成 22 年度総合行政情報システム政令指定都市対応改修業務委託：随意契約 質疑なし (11) 新幹線開業記念レンタサイクル事業業務委託：随意契約 〔質問〕契約相手方は市の外郭団体なのか。 【回答】その通りである。 〔質問〕プロポーザルの評価点数の中で過去類似業務の実績とあるがどんなことか。 【回答】主に派遣事業で、熊本市高校生桂林市友好訪問団派遣事業、熊本市民友好の翼派遣事業、友好姉妹都市ウイーク事業、熊本市青少年ハイデルベルク市交流訪問団派遣事業など派遣事業の主なものである。 〔質問〕それは類似事業になるのか。 【回答】企画事業も実施されており、市の事業を実施したということで捉えている。 〔質問〕他者の評価「０」とは、事業団がやっている事業をまったくやっていなかったという意味か。 【回答】提出種類で要求した内容に類似業務項目があったが、記載がなかった。 〔質問〕熊本市内には他の会社等でこういう事業をやっているところはないのか。 【回答】企画会社はいろいろあると思う。 〔質問〕参加資格制限はしたのか。参加資格の部分で何か資格登録に特殊な資格があったわけではないのか。 【回答】参加資格は、一般的な入札参加資格者名簿に登録されているもの、会社更生法・民事再生法等に該当がないとか一般的なものはつけている。特殊な参加資格があったわけではない。 (12) 制御弁式据置鉛蓄電池：一般競争入札 質疑なし (13) ２ｔ塵芥収集車(ﾌﾟﾚｽﾊﾟｯｶｰ車)：指名競争入札 質疑なし (14) 空手競技用フロアマット他：指名競争入札 〔質問〕参加が１１者で２回目のときは９者が辞退である。最終的には７５０万円、かなり低い金額で交渉が成立しているが、最初の予定価格の設定がかなり現実離れしていたということはないのか。

	【回答】本案件は再度公告入札の案件である。この案件の前に一度入札を行った。その時も 2 回入札に付して、不調となり、8 号随契で 6 回交渉を行った。その結果不落、不調ということで終わった。再度内容を改め、今回新たに入札にかけたという案件である。 (15) ｱｽﾍﾟﾉﾝｶﾌﾟｾﾙ 20　20mgPTP 100P 外（ｱｽﾃﾑ）【単価契約】: 随意契約 質疑なし 全体を通して 〔質問〕入札の経緯及び結果の中で、「有効な入札を行ったもの」という記載があるが、有効な入札とはどういうことか。 【回答】特に紙入札の場合、押印がないものや、代表者印が漏れている入札書の提出が見受けられる。そういったことがないものを、有効な入札として取扱っている。 3 低入札価格調査運用状況について （本市からの説明） 熊本市庁舎等清掃業務に係る低入札価格調査実施要領に基づき無効となった案件について説明。 〔質問〕低入札調査に該当している業者の理由はどういうものか。 【回答】３社は、書類が期日までに提出されなかったものである。また、残り 1 社は、書類の記載すべき内容に誤りがあったため無効とした。 〔質問〕無効理由も通知するのか。 【回答】入札無効通知書に要領の別表をつけて通知をしている。 〔質問〕別表には 1 から 5 まであるから、どこに該当するか通知しているのか。 【回答】どこに該当するかまでは記載しておらず、書類をやり取りする際には業者へ説明をしている。 〔質問〕入札状況調書を見ると、落札者と落札できなかった者の金額が同額のもの、落札者と落札できなかった者の差が小額である。落札者と落札できなかった者の判断基準は何か。 【回答】予定価格に 7／10 を掛けて算出した低入札調査基準価格を下回った場合には適正な履行がなされない恐れがあるとして調査をかけるものである。この価格を上回った場合には落札となる。低入札調査基準価格を下回った場合、入札の実務上は保留とし、調査を行った。調査の結果、有効であればそのまま落札となるが、今回の場合無効のため、低入札にかからなかった次点の方で最低の価格で応札された業者が落札者となった。 〔質問〕落札者と次点の者が同額だが、同額の場合はどうしているのか。
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	

委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	【回答】同額の場合には抽選を行っている。抽選を行った結果、落札を決定した。 4　指名停止等運用状況について 〔質問〕指名停止が非常に多い。指名停止期間の後は何らかのペナルティが残るのか。 【回答】今回指名停止が多数出ているが、特に上下水道局関係での指名停止が多く、特に多いのが１５日間の停止措置である。直接的にはこの１５日間の私どもの工事や物品で指名をしないということになるが、それ以降この指名停止が関わってくるということではない。 〔質問〕行政指導は行っているのか。 【回答】指名停止自体が二度とこういったことが無いようにということでの措置と考えている。二度と無いよう申し添えて指名停止の通知を手渡している 〔質問〕停止の期間は１５日が大半だが、複数回指名停止に該当する業者はあるのか。 【回答】おおむね１回だけが多い。今回の処分の中で、一旦指名停止をしていたが、その後の調査が遡ってされたという事情から、追加で指名停止を行った案件がある。 〔質問〕常習犯に対する制裁はあるのか。 【回答】今回の案件で、他都市発注工事をめぐる贈賄に伴う指名停止があったことによる短期加重措置として、他の会社が３ヶ月のところ１者については、５ヶ月という措置を行った。 〔質問〕納期までに仕事が完成しなかったとか、あるいは建築確認をしなかったために指名停止を受けたことがあったかと思うが、こういう場合に、納期まで納めなかったのは当然法律的には履行遅滞だと思う。指名停止の場合ではなく、建築確認ではなく、計画確認申請等々の場合も改めて確認申請をしなくてはいけない結果として工事の完成等が遅れるのではないかと思うが、少なくとも弁護士的に言うと履行遅滞イコール債務不履行イコール契約違反となる。こういう場合損害賠償請求はしているのか。 【回答】履行遅滞の場合は、履行の遅れた分を金額に換算し、損害賠償請求している。 5　談合情報対応状況、苦情処理状況、その他　について 質疑なし

委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	≪総括≫ ・今回の審議案件について、審議の結果、全会一致で問題なしとする。 ・　今後も適正に事務を執行し、特に随意契約については、契約方法や契約相手方の妥当性について、十分に検討するように努められたい。
委員会による意見の具申・勧告	なし